

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新型コロナウイルスワクチン接種券の発送に係る視覚障害者データの目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第11条第2項第3号（目的外利用）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業																			
担当課	保健予防課																			
目的	新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、新型コロナウイルスワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）の実施その他必要な措置を講ずることにより、区民の健康の保持に寄与する。																			
対象者	新宿区民（住民基本台帳上の区民）																			
事業内容	<p>1 概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、国は予防接種法の改正等を行い、ワクチン接種については、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、各市区町村において実施するとしている（ワクチン接種は、予防接種法第6条第1項で規定する臨時に行う予防接種に位置付けられた。また、予防接種事務は、予防接種法第29条の規定により、法定受託事務とされている。）。</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱であり、全国一律で迅速に行うものである。新宿区においても、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（地方自治法第245条の9に基づく処理基準）」等に基づき、ワクチンの供給状況を勘案しながら国の示すスケジュールに沿って段階的に対象者へ接種券を送付しワクチン接種を実施していくものである（本事業の実施に係る国が構築するシステムへの外部結合、区のシステムの改修等については、令和2年度第10回本審議会了承済）。</p> <p>この度、接種券の送付にあたり、視覚障害者への封筒に点字シールを貼付する必要があることから、対象者を把握するために視覚障害者情報の目的外利用を行ったことを報告する。</p> <p>2 対象者</p> <p>新宿区在住の視覚障害者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>送付回数</th> <th>年齢</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回 (4月26日)</td> <td>75歳～</td> <td>174件</td> </tr> <tr> <td>第2回 (5月20日)</td> <td>65歳～74歳</td> <td>87件</td> </tr> <tr> <td>第3回 (6月10日)</td> <td>60歳～64歳</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>第4回 (6月18日)</td> <td>16歳～59歳</td> <td>118件</td> </tr> <tr> <td>第5回 (7月15日)</td> <td>12歳～15歳</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>		送付回数	年齢	件数	第1回 (4月26日)	75歳～	174件	第2回 (5月20日)	65歳～74歳	87件	第3回 (6月10日)	60歳～64歳	11件	第4回 (6月18日)	16歳～59歳	118件	第5回 (7月15日)	12歳～15歳	1件
送付回数	年齢	件数																		
第1回 (4月26日)	75歳～	174件																		
第2回 (5月20日)	65歳～74歳	87件																		
第3回 (6月10日)	60歳～64歳	11件																		
第4回 (6月18日)	16歳～59歳	118件																		
第5回 (7月15日)	12歳～15歳	1件																		

**件名 新型コロナウイルスワクチン接種券の発送のための視覚障害者情報の
目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	障害者福祉課	利用課	保健予防課
登録業務の名称	障害者手帳	登録業務の名称	予防接種
登録業務の目的	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく手帳の交付等	登録業務の目的	新型コロナウイルスワクチン接種券の送付のため
登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙及び電磁的媒体(障害者総合支援システム)	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体(ワクチン対策室のパソコン)
目的外利用を行う理由	新型コロナウイルスワクチン接種券の発送をする際、視覚障害者宛封筒に点字シールを貼付する必要があることから、対象者を把握するために視覚障害者情報の目的外利用を行う。		
目的外利用を行う情報項目	【接種券送付対象者のうち点字を利用する視覚障害者に係る情報項目】 氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、接種券番号		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	Excel データ		
目的外利用の時期・期間	令和3年4月5日から令和3年7月20日まで 以降も同様の目的外利用を行う		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			